

取引基本契約書

御社(以下「甲」という。)とウェルサイン株式会社(以下「乙」という。)とは、乙が甲に商品を販売することを目的とする甲乙間の商品販売取引に関する基本的事項について、次のとおり取引基本契約(以下本契約という)を締結する。

第1条(基本原則)

甲と乙は、本契約に基づく取引を、相互の信頼に基礎を置き、信義誠実の原則に従っておこなうものとする。

第2条(適用範囲)

本契約は、特別の定めが無い限り、甲乙間の商品売買取引契約に関する個々の取引契約(以下個別契約という)に共通に適用されるものとする。但し、個別契約の内容が、本契約と異なるときは、個別契約の定めが優先する。

第3条(個別契約の内容)

1. 個別契約には、発注年月日、目的物の名称、数量、納期、納入場所と方法、単価・代金額、支払方法・支払条件、その他の細部約定事項を定めるものとする。
2. 但し、各個別契約に共通する事項については、本契約書に定めるほか、甲乙協議の上、あらかじめ別に定めることができる。

第4条(個別契約の成立)

1. 個別契約は、甲が乙所定の注文書により乙に発注し、乙がこれを注文請書により承諾することによって成立する。
2. 甲及び乙は、前項の注文及び承諾を、注文書・注文請書の交付に代えて、電子メール、電子データ交換その他の電子的手段により行うことができる。

第5条(個別契約の変更)

1. 甲又は乙は、個別契約の内容を変更する場合が生じた場合、速やかに相手方に通知し、相手方と協議のうえ個別契約を変更できるものとする。なお、個別契約を変更する場合、当該個別契約に関する注文書等を訂正又は新たに差替分として新たに作成するものとする。
2. 前項の変更により損害が生じた場合の取扱は、次の各号による。
 - (1) 甲の責に帰すべき事由により乙が損害を被ったときは甲の負担とし、乙は甲に損害賠償の請求をおこなうことができる。
 - (2) 乙の責に帰すべき事由により甲が損害を被ったときは乙の負担とし、甲は乙に損害賠償の請求をおこなうことができる。
3. 甲乙双方の責に帰すべき事由又は帰すことができない事由による場合は、甲乙協議の上定める。

第6条(納入)

1. 乙は、納期に、甲の指定する場所へ、甲の指示する数量を、甲所定の納入手続により、納入する。
2. 乙は、納期に所定の数量の全部又は一部を納入できない事情が生じたとき又はそのおそれ

のあるときは、ただちにその理由及び納入予定時期等を甲に申し出、甲乙協議の上、対策を決定し実施する。

3. 前項により甲が損害を被ったときは、甲は乙に対し、通常生ずべき損害かつ現実に生じた損害(逸失利益を含まない)につきその補償を請求できる。但し、その損害につき甲の責に帰すべき事由があるときはその範囲において乙は義務を減免されるものとし、不可抗力その他乙の責に帰することができない事由がある場合は甲乙協議の上乙の負担割合を決定する。
4. 第2項の場合において、甲は、個別契約の目的を達することができないとき、又は、個別契約の履行が不可能になったときは、当該個別契約を解除することができる。この場合も、前項の損害賠償請求を妨げない。但し乙の責めに帰すべき事由に起因する場合に限る。

第7条(検収及び受領)

1. 乙は、目的物を甲に納入するにあたっては、納品書を添付し、指定納期に、指定場所に納入する。
2. 甲は、乙による目的物の納入日から6営業日以内に、ロット単位で受入検査を行い、合格したもののみ受け入れる(以下検収という)ものとし、不合格となったものについては、書面等により乙に通知するものとする。
3. 前項の期間を過ぎた場合、甲は目的物を検収したものとみなすものとする。
4. 不合格品・過納品については、甲の指定する相当な期限までに、乙が引き取るか、返送又は乙の了解のもと破棄するものとし、その場合の引き取り・返送費用及び破棄費用は乙の負担とする。
5. 乙は、検査の結果、不合格又は数量不足が判明した分について、甲が指定する期限までに代品又は追加納入をしなければならない。
6. 目的物の数量不足又は不合格により個別契約の目的を達することができない場合には、甲は個別契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して通常生ずべき損害かつ現実に生じた損害(逸失利益を含まない)につき損害賠償の請求をすることができる。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。
7. 乙は、甲による受入検査結果に関し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく書面により甲に申し出て、甲乙協議の上解決するものとする。
8. 甲が不合格品又は過納品を保管する間に、これらの全部又は一部が滅失、破損又は変質した場合、その損害は乙の負担とする。ただし、本条第4項に定める期限内に甲の責に帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。

第8条(目的物の所有権移転)

目的物の所有権は、検収時をもって、乙から甲に移転する。

第9条(品質保証)

本製品について甲の顧客等から苦情の申し出があり、その原因が本製品にあると推定され、かつ、乙の責に帰すべき事由に基づくものと推定される場合は、乙は速やかに原因究明を行い、その結果として乙の責に帰するときは、適正な是正、予防措置をとるものとする。

第10条(目的物の単価)

1. 目的物の単価は、乙から甲に提出される見積書に基づいて甲乙協議の上決定するものとする。
2. 目的物の単価は、特約の無い限り甲の指定場所受取価格であり、包装費、運賃、荷積み下

- ろし費、保険料その他一切の経費等を含むものとする。
3. 本条第1項で定めた単価に改訂の必要が生じたときは、甲乙は、再度協議するものとする。

第11条(請求)

乙は、個別契約に別段の定めのない場合、甲による目的物の納品ののち、甲に対し、請求書を提出する。

第12条(支払)

甲は前条により乙からの請求書を受領した時は、個別契約で定めた方法にて支払う。個別契約において定めがない場合は、請求書の到達日を基準に月末締め、翌月末払いにて、乙の指定する銀行預金口座まで振込送金する方法による。振込手数料は甲の負担とする。

第13条(相殺)

1. 甲及び乙は、互いに相手から支払いを受けるべき金銭債権を有するときは、いつでも当該金銭債権と債務とを対当額により相殺することができる。
2. 前項の相殺に当たっては、相手方に対してその明細を通知することにより、所定日に相殺する。

第14条(契約不適合責任)

1. 甲は、目的物に隠れた契約不適合(瑕疵)を発見した場合には、乙に対しその旨書面をもって通知し、検収1年以内(以下「契約不適合請求期間」)に限り、目的物の補修若しくは代品の納入を求め、又は目的物の代金の減額若しくは通常生ずべき損害かつ現実に生じた損害(逸失利益を含まない)につき損害賠償の請求をすることができる。なお、甲は、契約不適合の内容によって、個別契約の目的が達成できない場合は、合わせて個別契約の解除をすることができる。ただし、受発注時に特に契約不適合請求期間を定めた場合は、その期間による。
2. 契約不適合請求期間満了後に発見した目的物の契約不適合の修補、甲の責に帰すべき事由により目的物に生じた契約不適合の修補の対価、納期、支払方法等については甲乙協議のうえ決定する。
3. 乙は、エンドユーザーからのクレーム、問い合わせについて、対応窓口を設け、甲におけるユーザー対応が原則として生じないように体制を整える責を負う。
4. 契約不適合請求期間満了後も、甲が販売したエンドユーザーからの製品に関するクレームに関しては、乙は引き続き対応その他の責を負う。
5. 乙の責に帰すべき事由による目的物の欠陥に起因して、第三者の生命、身体または財産に損害が生じたときは、乙はその処理解決にあたり最善の努力をするものとして、これにより甲が損害を被った場合これを補償するものとする。

第15条(秘密保持)

甲及び乙は相互に、本契約及び個別契約により知り得た相手方の営業上又は技術上の秘密を第三者に漏洩してはならず、相手方の承諾を得ないで第三者に開示してはならない。

第16条(知的財産権)

1. 甲又は乙は、あらかじめ相手方の承諾を得なければ、目的物について、相手方の知的財産権、図面、仕様書、試験データ、ノウハウ、アイデアその他の発明等を使用・転用又はこれら

による知的財産権の取得・製作及び販売をしてはならない。

2. 甲又は乙は、目的物について、第三者の知的財産権を侵害しないよう、万全の注意を払わなければならない。
3. 甲又は乙は第三者との間において知的財産権の侵害が生じた場合又はそのおそれがある場合、遅滞なく甲にその旨を通知する。

第17条(権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ない限り、本契約又は個別契約により生ずる自己の一切の権利義務(債権及び債務を含む。)の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

第18条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。)が以下の各号に該当する者(以下「反社会的勢力等」という。)であることが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)
 - (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
 - (5) 総会屋等(総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
 - (7) 特殊知能暴力集団等(暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
 - (8) 準暴力団又は準暴力団構成員(平成25年3月7日付け警察庁通達「準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化について」に規定される、いわゆる「半グレ」と呼ばれる集団又は個人をいう。)
2. 甲及び乙は、それぞれ相手方(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。)が反社会的勢力等と次の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力等によって、経営を支配される関係
 - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - (3) 自己又は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関係

- (5)その他役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との非難されるべき関係
3. 甲及び乙は、それぞれ相手方(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。)が自ら又は第三者を利用して次の各号にでも該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた要求行為
 - (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲又は乙及び甲又は乙関係者の信用を棄損し、又は業務を妨害する行為
 - (5)その他前記各号に準ずる行為
4. 甲又は乙は、それぞれ相手方又は相手方の下請又は再委託先業者(下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)が、本条第1項の一に該当しないことを表明し、かつ保証し、将来及び現在も将来も同項もしくは本条第2項各号に該当しないことを表明し、かつ、保証する。
5. 甲又は乙は、その下請け又は再委託先業者が第1項又は第2項各号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらねばならない。
6. 甲又は乙は、下請もしくは再委託先事業者が、反社会的勢力から不当利得要求は業務妨害の不当介入を受けたときは、これを拒否し、又は下請けもしくは再委託事業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で速やかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報及び相手方の報告に必要な協力を行うものとする。
7. 甲及び乙は、相手方が本条第4項ないし前項の規定に反した場合には、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。
8. 甲又は乙が、本条各項の規定により本契約を解除した場合には、その相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲又は乙に損害が生じたときは、解除された相手方はその損害を賠償するものとする。

第19条(任意解除・取引の停止・変更)

1. 甲及び乙は、本契約及び個別契約を解除する必要があるときは、3か月前までに、相手方に書面で通知することにより、当該契約を解除できる。
2. 甲又は乙は、取引を長期にわたって停止又は著しく変更する場合は、相当の猶予期間をもって相手方に通知するものとする。

第20条(通知義務)

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、速やかに相手方に通知しなければならない。

- (1)住所、代表者、商号その他甲との取引に関連する重要な変更が生じたとき
- (2)取引に関連する営業の譲渡、譲受け又は合併が生じたとき
- (3)次条第1項各号の事由の一に該当したとき

第21条(契約の解除)

1. 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合には、催告その他の手続を要しないで、ただちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは不渡処分を受けたとき
 - (3) 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産、特別清算開始の申立て、民事再生手続又は会社更生手続の申立ての事実が生じたとき
 - (6) 解散の決議をし、又は他の会社と合併したとき
 - (7) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
2. 甲又は乙は、相手方が本契約の各条項のいずれか又は個別契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正がなされないときは、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 3. 甲又は乙は、災害その他やむを得ない理由により契約の履行が困難と認めるときは、相手方と協議の上、この本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

第22条(期限の利益の喪失)

甲又は乙は、相手方に前条第1項の各号の一にでも該当する事由があるとき、又は前条第2項により契約を解除されたときはいつでも、相手方に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに相手方に弁済しなければならない。

第23条(損害賠償請求)

甲又は乙は、第21条のいずれかに該当する事由により、又は本契約もしくは個別契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、通常生ずべき損害かつ現実に生じた損害(逸失利益を含まない)につきその損害賠償につき相手方に対し責を負う。

第24条(事故処理)

個別契約の履行に関連して事故が発生した場合、乙が自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

第25条(残存条項)

甲及び乙は、本契約の期間満了後又は解除後においても、第7条第4項・第7条第8項(不合格品等の処理)、第14条(契約不適合責任)、第15条(秘密保持)、第16条(知的財産権)、第17条(権利義務の譲渡禁止)、の義務を負う。

第26条(有効期間)

1. 本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときには、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。
2. 第19条による任意解除又は前項によって本契約の期間満了時に存続する個別契約については、本契約は、当該個別契約の存続期間中有効に存続するものとする。

第27条(協議解決)

本契約及び個別契約の規定に定めのない事項又は本契約もしくは個別契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議して解決するものとする。

第28条(裁判管轄)

本契約又は個別契約並びにこれに関連する事項に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。